

### 家具修理 & リフォーム

確かな技術で「買いたくない、直して使いたい」にお応えいたします！

家具の無料相談室 お気軽にお問い合わせ下さい

- ソファ一張替え
- イス張替え
- 家具の塗り替え
- 家具の改造
- 家具の高さ詰め
- 家具の幅詰め
- 家具部品取替え
- 桐タンス再生

家具製造販売・修理・リフォーム 木曜定休  
〒272-0801 市川市大町124-3

### 赤羽根家具

TEL 047-337-8640

### 不登校を経験した人たちのための高校です

面接試験だけです  
卒業したいという意欲を見ます

### 橘学院高等部

入学についてご相談の方はご連絡ください  
電話:047-324-2889

〒272-0021 市川市八幡3-3-2 J 403  
グランドターミナルタワー本八幡  
JR本八幡駅・京成八幡駅・都営本八幡駅  
徒歩1分

こんなお困りごとは!!

- 草取り
- 植木の手入れ
- 屋内外の清掃
- 事務・パソコン入力等
- 毛筆の宛名書き などなど

公益社団法人  
市川市シルバー人材センター  
へご相談ください

市川市平田 1-20-17  
TEL 047-326-7000

### 難解な雨漏りを一発解決

### 雨漏り検査!

特殊検査液で漏水原因をピンポイント解明

修繕費の無駄はカット

壁、天井のしみを見つけたらまず、こ一報下さい!!!

Tel 03-5876-5801

信頼と実績の株式会社サーベ

〒125-0054 東京都葛飾区高砂 8-21-1

### 約9割が電話で相談

## 泣き寝入りする前にまず相談を

消費生活センターでは、商品を買う、サービスを受けるなど契約を結ぶ際のトラブルに関する相談を受け付けています。相談の方法は電話と窓口の2通りがありますが、約9割が電話での相談となっています。

#### 商品に関するトラブル

届いた商品が壊れていた、子どもがおもちゃでけがをした、など。



#### サービスに関するトラブル

エステの契約において中途解約したかったができなかった、クリーニングに出した品を紛失された、など。



#### 多重債務(借金)に関する相談

借金がかさんで返済できない、など。



#### 悪質商法に関するトラブル

強引な電話セールスや、訪問販売など。クーリング・オフに関する相談。  
※一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度



## 巧妙な手口にご用心

# こんなときは消費生活センターへ

相談は専用ダイヤル☎320-0666へ

春は新生活を始める方が多い季節ですが、それに伴って商品購入などの契約に関するトラブルに巻き込まれる危険性が増す時期でもあります。

最近は、インターネットを使った詐欺など、手口がますます巧

妙化している他、高齢者を狙った悪質商法も増えてきています。

消費生活センターでは、消費生活相談員がみなさんからの相談に応じています。困ったときは一人で悩まず、消費生活センターに相談してください。

☎320-0668同センター

### 無料サイトだと思ったのに

事例 アダルトサイトで「無料」とあったのでサンプル画像をクリックしたら、突然、登録完了画面が表示され、料金を請求された。

アドバイス ワンクリック詐欺といわれるもので、どの世代でも多い相談となっています。画面をクリックしただけなら契約は成立しておらず、支払う必要はありません。個人情報が知られてしまう危険性があるので、業者には自分から連絡はせず、消費生活センターに相談してください。

### こんなこと思いあたりませんか?



#### 携帯電話・スマートフォン買い替えだけのつもりが

事例 スマートフォンの機種変更に向いたら、「安くなるから」と自宅の光回線の契約も勧められ契約したが、実際はそんなに安くならなかった。

アドバイス 月額通信料が実際にどのくらい安くなるのか確認しましょう。また、利用中の回線の解約月によっては、解約料が高額になることがあります。

#### 賃貸マンションの退去時に高額な請求をされた

事例 退去後に、家主が敷金などの精算をしてくれない。また、高額な原状回復費用を請求された。

アドバイス 退去時には家主、管理会社などの立ち会いの下で、部屋の現状を確認しましょう。原状回復費用の内訳について、家主側などに十分な説明を求めましょう。

### 消費生活相談員ってどんな人なの

消費生活相談員は、国の資格試験や国民生活センターの認定試験などに合格し、消費者を守る法律などの専門知識を有し、トラブルの際の具体的な解決策や交渉方法を助言しています。

本市の消費生活センターでは相談員が原則1日4人体制で、行徳支所は月2回1人体制で相談に応じています。相談員は、中立公平な立場で問題の解決に努めます。

#### 消費生活相談員から

消費生活センターでは、未成年者から高齢者まで、年間約3,000件の相談を受けています。最近増えているインターネットでの通信販売のトラブルでは、業者と連絡が取れなくなるなど、解決が困難な事例もあります。このような悪質商法に遭わないためには、手口を知るなどして未然防止に努めることが大切です。



▲一緒に解決に向けて考えていきます

▼早めの相談がよりよい解決につながります



### 相談はこうして解決します

相談員は、解決策や業者との交渉方法をアドバイスします。個人情報もしっかり守られ、複雑な案件の場合は、消費生活センターが間に入って交渉したり、弁護士相談へつないだりすることもあります。

相談内容は個人が特定できない形で、千葉県を通じて国民生活センターに報告しています。国民生活センターでは相談内容を集積し、情報提供を行う他、消費者庁などが悪質な業者に行政指導を行うなど、消費者被害の防止に役立てられています。

市では経費削減のため有料広告を掲載しています。なお広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。詳しくは広告主にお問い合わせください。